

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	ノートPC、高性能PC等什器・備品一式借受
発注課	保) 保健所医療対策室宿泊・自宅療養担当課
選定事業者	大丸株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>現在、当課中央卸売市場青果棟分室等で使用している各種機器及び備品類は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年度から上記選定業者よりレンタルしているものである。</p> <p>新型コロナウイルスの対応業務は、感染状況や国の方針により業務量が流動的であることから、長期を見据えることができず、柔軟に対応するためには、各種機器及び備品類の調達を購入ではなくレンタルで行うことが適している。一方、現在のところ感染収束の目途が立っておらず、医療対策室として次の感染拡大を見据えて準備を進めている状況であることから、現状では体制を維持する必要がある。令和4年度についても年度当初から円滑に業務を遂行する必要があるが、応援職員や派遣職員等も含めた動員職員が、朝早くから夜遅くまで勤務している体制であること、その体制が土日祝日も含め休みなく稼働している状態であることを考慮すると、各種機器及び備品類の入替作業等を行う時間や場所を確保することは困難である。</p> <p>また、限られた時間や場所の中で備品類の入替作業を行う場合であっても、その作業に遅延が発生した場合や他の現行機器等に不具合等を及ぼした際には、医療対策室業務に多大な支障をきたす恐れがある。</p> <p>以上のことから、適切に業務を遂行できる体制を維持・継続するためには、現行の機器及び備品類を切れ目なく継続して使用することが必要不可欠であり、本件業務を履行できる業者は、現在使用している各種機器及び備品類に係るレンタル契約を締結している上記選定業者に限られる。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第 号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決定日	令和4年3月28日